

# クレジット ワークブック

先生用



一般社団法人

日本クレジット協会

クレジット教育センター

---

名前

---

## はじめに

クレジットは、現在、消費者が選択できる決済手段のひとつとして、消費者の生活の中に浸透し、近年では公共料金などの決済にも使えるなど着実に利用範囲も拡大しています。一方、便利であるがために利用の仕方を間違えたり、家計管理に失敗する人がいるのも事実です。

このたび、中学校・高等学校の先生方よりご要望が多く寄せられました『クレジットワークブック』を作成いたしました。このワークブックは、当協会が行っている「クレジット教育支援活動」の一環として作成したもので、限られた学校の授業時間の中で、クレジットカードのしくみや利用上の留意点などを復習できるようにとりまとめています。

それぞれの「Q」は、生徒への理解度測定として、「A」は指導内容としてご利用になれますので、先に発刊していますクレジット教育の基礎資料である教員用「先生のためのクレジット教育実践の手引き」と生徒用の「くれじっと入門」の内容を合わせて、クレジットに関する指導の整理としてご活用いただければ幸いです。

一般社団法人日本クレジット協会  
クレジット教育センター

# Q 1

## 代金後払いのカードはどれ？

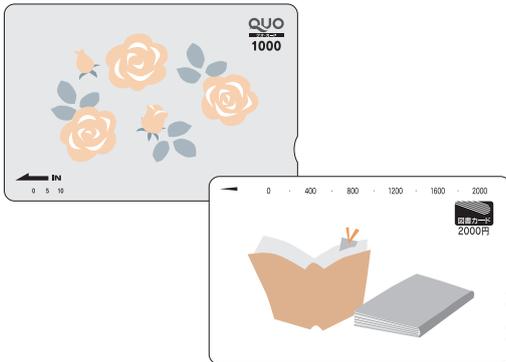
買い物の代金を後で支払うことができるカードはどのカードですか？

- ①プリペイドカード
- ②電子マネー
- ③クレジットカード
- ④ポイントカード
- ⑤デビットカード

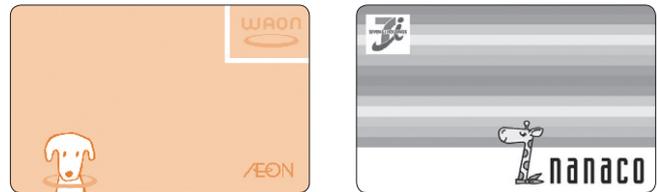
回答 (            )

### さまざまなカード

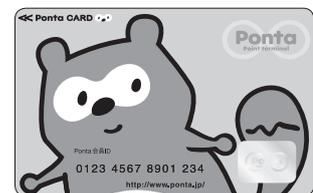
〈プリペイドカード〉



〈電子マネー〉



〈ポイントカード〉



〈クレジットカード〉



〈デビットカード〉



# A 1

## ③ クレジットカード

同じような形をしたカードでも、プリペイドカードや電子マネー、ポイントカードなど、さまざまなカードがあります。

その中で、クレジットカードは後払いの機能を持っています。

以下に、プリペイド、デビット、クレジットの3種類のカードの特徴をまとめていますので、比較してみてください。

	プリペイドカード	デビットカード	クレジットカード	参考 電子マネー (単体カード型)
代金の支払方法	前払い	即時払い	後払い	前払い
カードの入手方法	カードをお金で購入する	金融機関に預金口座を設ける (キャッシュカードがそのまま使える)	クレジットカードの申込みをしてクレジット会社の審査を受ける	現金またはクレジットカードでチャージする
利用者の制限	誰でも利用可能	口座名義人のみ 年齢制限はなし	カード名義人のみ 一般的に18歳以上	カードにより異なる
他者への譲渡や貸与	できる	できない	できない	カードにより異なる
利用金額	購入金額の範囲内	預貯金額の範囲内	利用可能枠の範囲内	チャージした金額の範囲内
利用方法	カードの種類によって異なる (利用できる場所、サービス等が制限されている)	端末機に暗証番号入力	利用伝票にサインまたは端末機に暗証番号入力 (コンビニやスーパーなど一部サインレスで利用できることがある)	カードの種類によって異なる (利用できる場所、サービス等が制限されている)

※ポイントカードはお買い物などでたまったポイントを、商品等を購入する際に利用できる機能を有しています。

※クレジットカードには電子マネーやポイント、マイレージが付く機能を有しているものもあります。

### ここでのPoint!

カードの形をしているものはたくさんあります。それぞれの特徴を確認してみましょう。

●クレジットカードの特徴については『クレジット教育実践の手引き』P13をご覧ください。

# Q 2

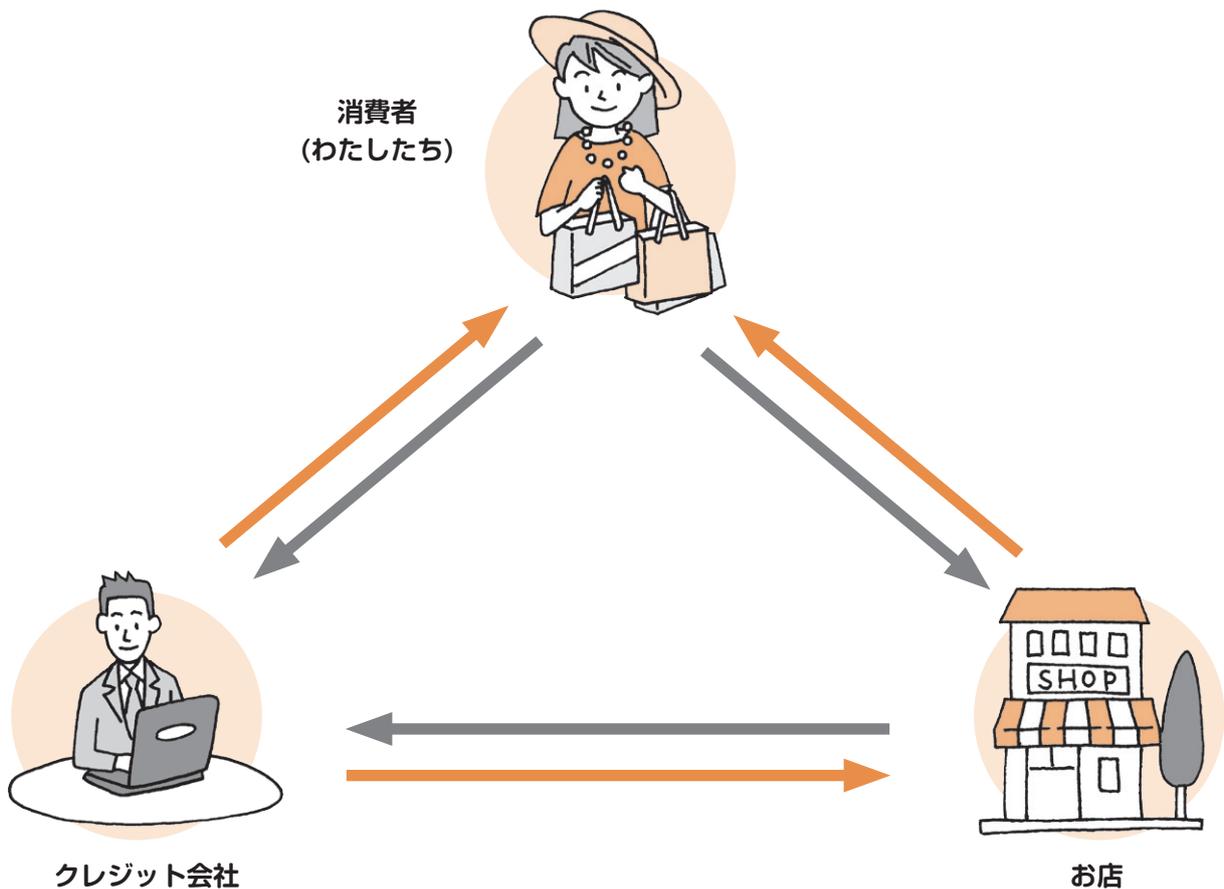
## どうして後払いができるの？

クレジットカードでは、後払いで商品を購入することができます。なぜそのようなことができるのでしょうか？

消費者（わたしたち）、お店、クレジット会社との関係を考えながら、回答してください。

- ① あらかじめクレジットカードの中にお金を貯めてあるから
- ② クレジットカードを持っている人にはお店が支払いを待ってくれるから
- ③ （後で支払いをするという約束のもと）クレジット会社がお店に商品の代金を立替えてくれるから

回答（            ）



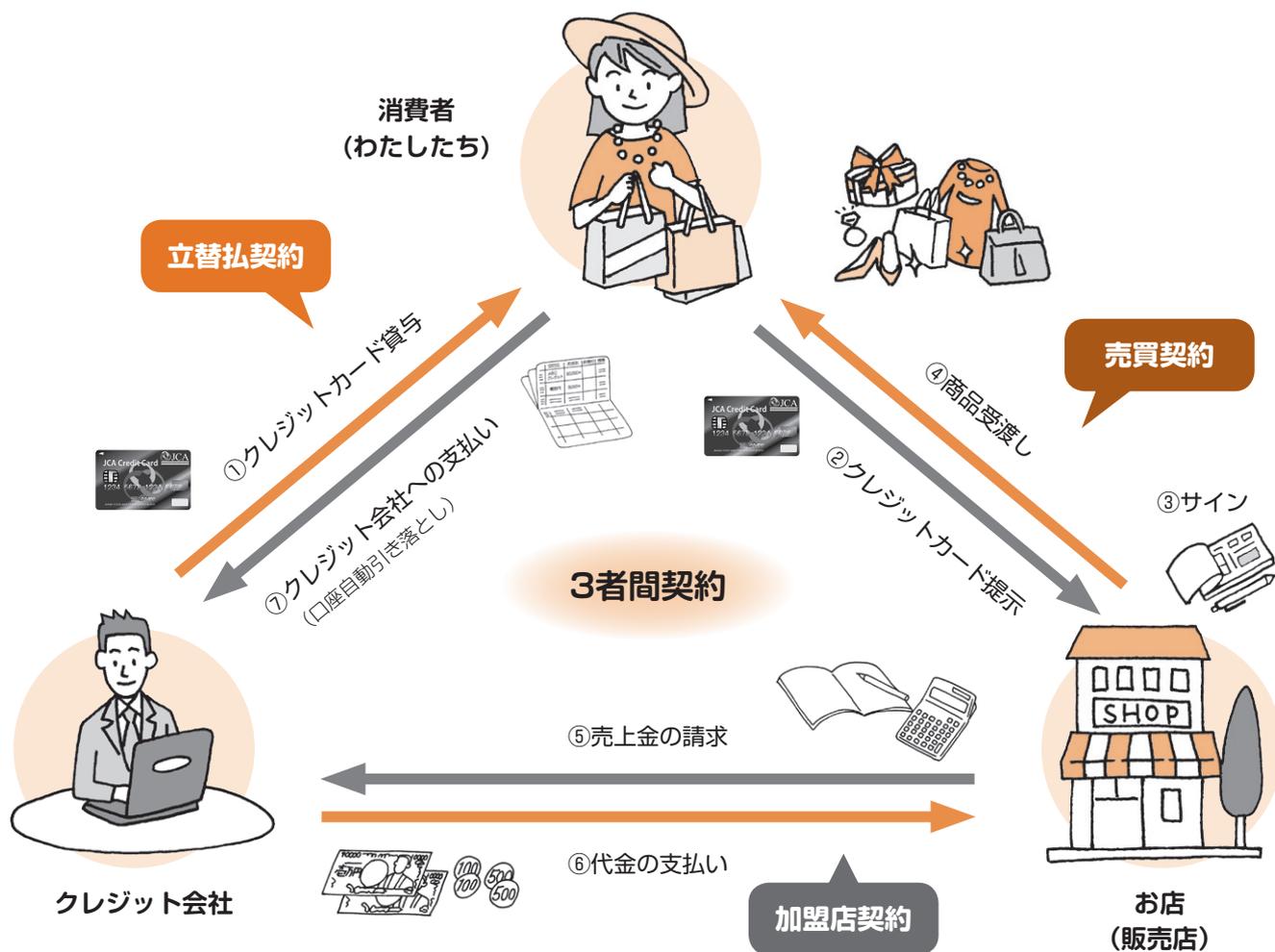
# A 2

## ③ (後で代金の支払いをするという約束(契約)のもと)クレジット会社がお店に商品の代金を立替えてくれるから

クレジットカードのしくみでは、消費者(わたしたち)・お店(販売店)・クレジット会社、それぞれ間に「契約」(「3者間契約」という)が結ばれています。

わたしたちと販売店の間では、商品等の受渡しに関する「売買契約」が、わたしたちとクレジット会社の間では、代金の支払いに関する「立替払契約」が、販売店(加盟店)とクレジット会社の間では、クレジットカードの取扱いに関する「加盟店契約」が結ばれています。

わたしたちがクレジットカードを使って買い物をした商品等の代金は、クレジット会社が、わたしたちに代わってお店に支払い、わたしたちは、後日、クレジット会社にその代金を支払うのです。



### ここでのPoint!

消費者、販売店(加盟店)、クレジット会社の関係を整理してみましょう。

●クレジットカードの詳しい契約関係については『クレジット教育実践の手引き』P6の「信用購入あっせん(カード方式)」をご覧ください。



## ④ だれでも持てるわけではない

**理由：クレジットカードを持つにふさわしい人かどうかを確認するためにクレジット会社の審査が必要だから**

クレジットカードは、誰でも持てるわけではありません。

クレジットカードの会員となるためには、クレジット会社の審査（「与信」ともいう）を受けなければなりません。

クレジットは後払いなので、クレジット会社への「借金」の一種とみることができます。もし、人にお金を貸すとしたら、わたしたちはどのようなことを考えるでしょうか。「この人は本当に約束どおりお金を返してくれるだろうか」ということを考えるはずです。

クレジット会社でも、『クレジットカードの申込みをした人が、カードを利用し、その代金をきちんと支払ってくれる人かどうか』を審査します。

クレジット会社が行う審査の判断材料となるのは、①申込者が申込書に記入した内容（収入の状態や居住形態、家族構成など）、②自社でのクレジットの利用状況、③ほかの会社でのクレジットの利用状況、などの情報です。

審査の基準は、それぞれのクレジット会社によって異なりますが、審査の結果、クレジットカード会員にふさわしいと判断された人（契約にふさわしい「信用」を持ち合わせた人）でなければ、クレジットカードを持つことができません。

クレジットの法律である『<sup>かつぶはんばいほう</sup>割賦販売法』では、クレジット会社に対し、申込者・利用者の収入やクレジットの利用状況等に応じた「支払可能見込額<sup>\*</sup>」を算定し、審査することを義務づけています。

※支払可能見込額については、『クレジット教育実践の手引き』P26, 27を参照。

### ここでの Point!

プリペイドカードやデビットカードなどと違って、クレジットカードはクレジット会社の審査を経て発行されるものであることを整理してみましょう。

●クレジットカードの審査と信用については『クレジット教育実践の手引き』P23～27をご覧ください。



# A 4

- ①住所 ②氏名 ③電話番号 ⑦借入の額  
⑧家族構成 ⑪収入 ⑫勤務先 ⑮住居

理由：クレジットの審査に必要な項目だから

クレジットカードの申込書には、記入する項目がいろいろあります（下記「クレジットカードの申込書（見本）」参照）。これらは、クレジット会社の審査に必要なものです。

なお、趣味や嗜好品などの項目もありますが、必須のものではありません。

クレジット会社の審査は、一般的に以下の順で行い、それぞれの項目をいろいろな角度から審査します。

## ①申込書に記入された内容の確認

記入内容に虚偽はないか、収入は安定、かつ、支払いをするのに十分な額か、申込みが本人の意思によるものか、連絡はつきやすいか

## ②自社における取引実績の確認

過去に自社において取引があったか、利用状況はどうか

## ③指定信用情報機関※に登録されている情報の確認

自社以外のクレジット会社での利用状況はどうか

①から③を総合的に判断した結果が審査の可否となります。

※指定信用情報機関：割賦販売法に基づく指定を受けた信用情報機関。  
詳細については『クレジット教育実践の手引き』P28, 29を参照。

クレジットカードの申込書（見本）

The form is titled "お申し込みご本人について" (About the applicant). It contains several sections:

- Personal Information:** Includes fields for name (フリガナ, おなまえ), birth date (生年月日), sex (性), and marital status (既婚, 未婚).
- Address:** Fields for address (フリガナ, おところ) and phone numbers (電話番号).
- Family Information:** Fields for family composition (配偶者, 子供, 独身の方) and household size (同居家族).
- Employment:** Fields for occupation (ご職業), company name (フリガナ), and address (所在地).
- Income:** Fields for annual income (年収) and other financial details (借入金, 貯蓄).
- Other Information:** Fields for school name (フリガナ, 学校名) and graduation year (卒業予定).

## ここでのPoint!

申込書には、正しい内容を記入しなければなりません。ウソの情報を記入すると審査を受けることができません。

●クレジットカードの審査と信用については『クレジット教育実践の手引き』P23～27をご覧ください。

# Q 5

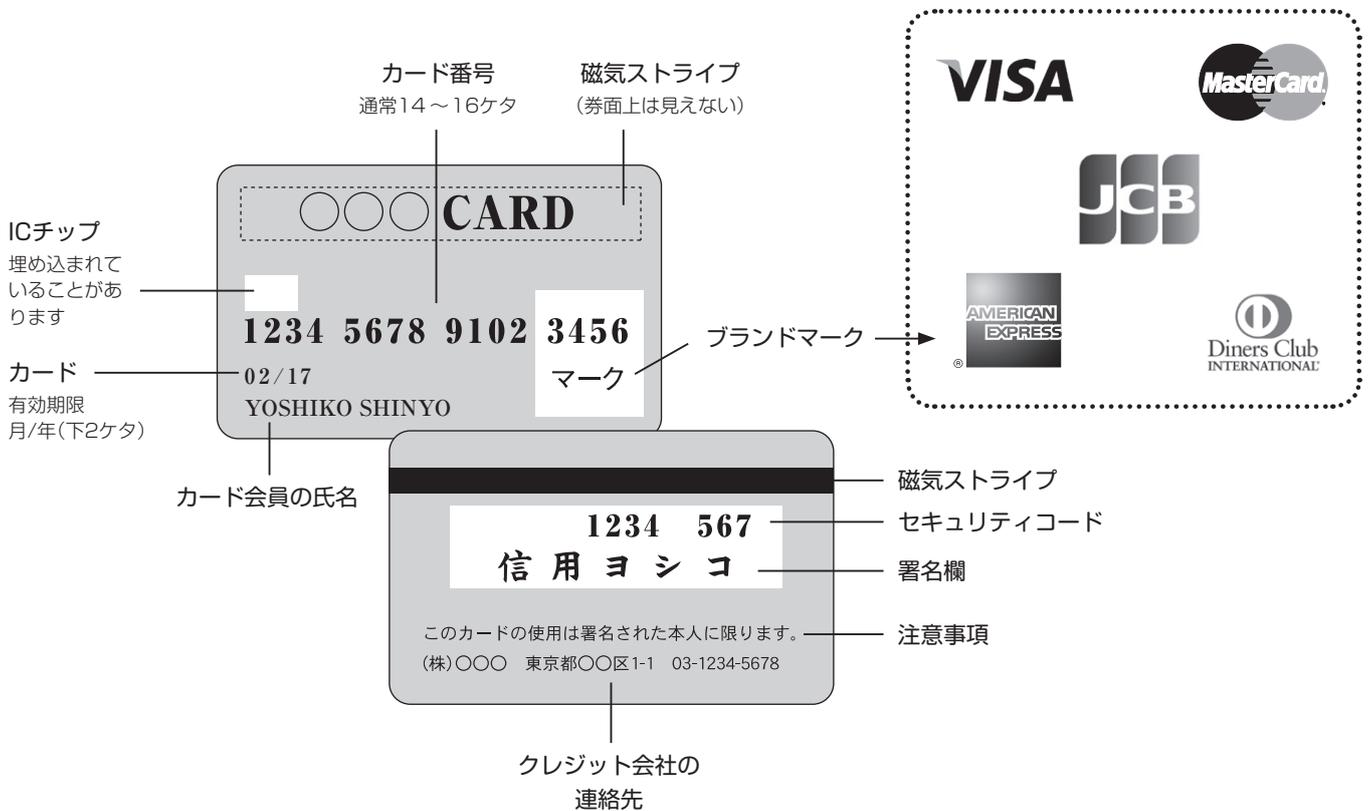
## クレジットカードって、 どこで使えるの？

せっかく手に入れたクレジットカード。使おうと思ったら、お店の店員から「当  
店では、このカードは使えません。ほかにカードをお持ちではありませんか？」  
と言われてしまいました。なぜでしょうか？

下図を見ながら理由を考えてみてください。

理由 ( )

### クレジットカード券面の構成



## カードの券面にあるマークがあるお店でしか使えないから

クレジットカードは、どこのお店でも使えるわけではありません。カードの券面にあるマークと同じマークのあるお店でしか使えません。

なお、多くのクレジットカードの券面には、カードの名前やカードを発行しているクレジット会社のマークに加え、「VISA」「MasterCard」「JCB」「American Express」「Diners Club」といったマークが入っています。

これらは「国際ブランド」と呼ばれており、このマークを掲示しているお店が世界中にあります。これらのマークのあるクレジットカードであれば、国内でも海外でも利用することが可能です。海外旅行に行くときでも日本で発行されたクレジットカードを利用することができます。

インターネットショッピングでクレジットカードを利用するときも同様です。そのネットショップでカードが利用できるかどうかを確認するようにしましょう。

なお、カードに有効期限が入っている場合、その有効期限内でのみ利用が可能です。また、そのカードが利用できる金額を越える買物や紛失したなどの届出がされているカードの利用もできません。

### クレジットカードの取扱いは丁寧に！

- クレジットカードは、カード会社から貸与されているものです。磁気テープやICカードには、重要なデータが入っています。磁気を帯びたものに近づけたり、強い衝撃を受けるとそのデータが破損してしまいます。ご自分のカードの取扱いには、十分ご注意ください。

### ここでのPoint!

クレジットカードを利用する前に、自分が持っているクレジットカードのマークと同じマークがお店にあるかどうかを確認しましょう。

●クレジットカードの利用については『クレジット教育実践の手引き』P15, 19をご覧ください。

# Q 6

## 後払いの仕方にはどのようなものがあるの？

クレジットカードを利用したら、後日、支払いをしなければなりません。どのように支払えばよいのでしょうか？

- ① 利用した翌月に必ず一括で支払わなければいけない
- ② クレジットカードの種類によるが、利用した翌月に一括で支払う方式に加え、別の支払方法をえらべることもある
- ③ お金に余裕のある月に支払えばよい

回答 (            )



## ② クレジットカードの種類にもよるが別の支払方を選ぶこともある

多くのクレジットカードでは、利用した分を翌月に一括で払う方式（翌月一括払い）のほか、分割払い、リボルビング払い、ボーナス払いを選ぶことができます。

選べる支払方式には、以下のようなものがあります。利用金額や頻度などに応じて、無理なく計画的に支払うためにも、上手に支払方法を選んで利用しましょう。

支払方式	支払方法	手数料	備考
翌月一括（1回）払い	利用の翌月に一括して支払う。 ※「マンスリークリア」ともいう	一般的にかからないことが多い。	クレジットカードが利用できるお店であれば、原則、利用できる。
ボーナス払い	利用の翌ボーナス時期に一括して支払う。	一般的にかからないことが多い。	利用できないお店もある。
分割払い	支払回数を指定し、代金を分割して月々支払う。	金額・支払回数・支払期間に応じた「分割払い手数料」がかかる。	・分割払いの機能がないカードもある。 ・利用できないお店もある。
リボルビング払い （定額方式・定率方式）	「（支払）残高」（リボルビング払いを利用してまだ支払っていないお金）に対して一定の金額または一定の割合を決めて支払う。	残高に応じた「リボルビング払い手数料」がかかる。手数料は、月々の支払いに含めて払う「ウィズイン方式」と月々の支払いに含めずに支払う「ウィズアウト方式」とがある。	・リボルビング払いの機能がないカードもある。 ・利用できないお店もある。 ・残高がある限り支払いが続く。

※クレジットカードによって、支払方法や手数料率などが異なりますので、クレジットカードを申込み際に確認する必要があります。

### ここでの Point!

それぞれの支払方法の特徴と手数料の有無、手数料率などしっかりと理解しましょう。

●クレジットカードの支払方式や手数料については『クレジット教育実践の手引き』P30～34をご覧ください。

# 計算してみよう！

家のテレビが壊れてしまったので、買い替えることになりました。

お店にいて、買いたいテレビ（12万円）が見つかったので、購入することにしました。分割払いとリボルビング払いを利用した場合の支払額を計算してみましょう。

## 1. 分割払いの場合

下の表の条件で、12回の分割払いで、テレビを購入する代金の、月々の支払額を計算してください。

商 品 : 42インチテレビ

現金価格 : 120,000円

クレジット会社が定める支払回数と手数料率

支払回数	3	6	12	24
支払期間	3か月	6か月	12か月	24か月
実質年率 (%)	10.5	11.0	11.5	12.5
現金価格100円あたりの手数料額 (円)	1.76	3.23	6.34	13.54

手数料は、商品の現金価格に「現金価格100円あたりの手数料額」を乗じて、100で割れば求められます。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{現金価格} & & \text{現金価格100円あたりの} & & & & \text{手数料} \\ & & \text{手数料額} & & & & \\ 120,000 & \times & ( \text{①} ) & \div & 100 & = & ( \text{②} ) \end{array}$$

次に、支払総額を求めます。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{現金価格} & & \text{手数料} & & \text{支払総額} \\ 120,000 & + & ( \text{②} ) & = & ( \text{③} ) \end{array}$$

最後に月々の支払額を計算します。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{支払総額} & & \text{支払回数} & & \text{月々の支払額} \\ ( \text{③} ) & \div & 12\text{回} & = & ( \text{④} ) \end{array}$$

なお、月々の支払いで100円単位未満の端数が出たときには、その端数を第1回目の支払額に加算されるのが一般的です。

$$\begin{array}{ccccccc} & & \text{月々の支払額} & & \text{100円単位未満端数} \\ \text{第1回目の支払額} & ( \text{④} ) & + & ( \text{⑤} ) & \times & 11\text{回} \\ \text{第2回目の支払額} & ( \text{⑥} ) & & & & \end{array}$$

## 2. リボルビング払いの場合

下の表の条件で、定額方式のリボルビング払いで、テレビを購入する代金の、月々の支払額を計算してください。

購入月	4月
第1回支払月	5月
今月の残高	120,000円
月々の支払額	10,000円（定額方式）
クレジット会社が定める手数料率	年12.6%（実質年率）
手数料の支払方式	ウィズアウト方式*

\*リボルビング払いにおける手数料の支払方式には、月々の支払額に手数料を含めて払う「ウィズイン方式」と、月々の支払額とは別に手数料を払う「ウィズアウト方式」とがあります。

※わかりやすいように、締日、支払日は考えないで計算します。

手数料は、支払残高を基に手数料を計算しますので、

$$\begin{array}{ccccccc} \text{支払残高} & & \text{手数料率} & & & & \text{初回の手数料} \\ 120,000 & \times & (\text{①}) & \% & \times & \frac{30\text{日}^*}{365\text{日}} & = & (\text{②}) \end{array}$$

第1回支払月の支払額は、

$$\begin{array}{ccccccc} \text{月々の支払額} & & \text{初回の手数料} & & & & \text{支払額} \\ 10,000 & + & (\text{②}) & = & (\text{③}) \end{array}$$

翌月に残る支払残高は

$$\begin{array}{ccccccc} \text{支払残高} & & \text{月々の支払額} & & & & \text{翌月の支払残高} \\ 120,000 & - & 10,000 & = & 110,000 \end{array}$$

翌月の支払額は、

$$\begin{array}{ccccccc} \text{翌月の支払残高} & & \text{手数料率} & & & & \text{2回目の手数料} \\ 110,000 & \times & (\text{①}) & \% & \times & \frac{31\text{日}^*}{365\text{日}} & = & (\text{④}) \\ \text{月々の支払額} & & \text{2回目の手数料} & & & & \text{支払額} \\ 10,000 & + & (\text{④}) & = & (\text{⑤}) \end{array}$$

リボルビング払いの支払い中に、テレビ以外のものをリボルビング払いで購入しなければ、支払残高がなくなるまで、上記計算を繰り返すと毎月に支払わなければならない額を算出することができます。

リボルビング払いの支払い中に、テレビ以外のものをリボルビング払いで購入したときには、その利用金額を支払残高にプラスして計算してください。

# Q7

## クレジットカードの貸し借りって、できるの？

クレジットカードを持っていない友人からカードを貸してほしいといわれました。どうしたらいいのでしょうか？

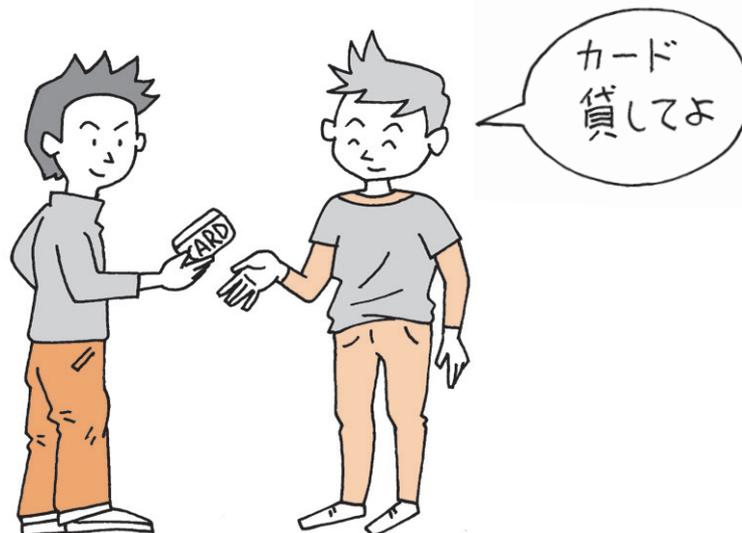
- ① 家族間での貸し借りは自由だが、友だちには貸してはいけない
- ② 親しい友だちだったら貸してもよい
- ③ たとえ家族や親しい友だちであっても貸してはいけない

回答 (            )

貸したクレジットカードを友だちが利用した場合、クレジット会社に支払いをしなければならないのは誰ですか？

- ④ カードを利用した友だち
- ⑤ カードを貸した自分
- ⑥ 支払う必要はない

回答 (            )



### ③ たとえ家族や友だちであっても貸してはいけない

### ⑤ カードを貸した自分

クレジットカードは、クレジット会社の審査を受けて、「クレジットカード会員」として認められた人にしか発行されません。

発行されたクレジットカードを利用できるのは、「会員」だけです。たとえ家族といえども、ほかの人に貸したり、ほかの人から借りたりすることはできません。

ほかの人にクレジットカードを貸しても、利用分の請求は、カードを貸した「会員」にきます。カードを借りた人の利用分は、カードの本来の利用者である「会員」が支払わなければなりません。

また、ほかの人にクレジットカードを貸したことがクレジット会社にわかってしまったら、契約違反として、利用金額の全部を直ちに一括して支払わなければならなかったり、カードの利用を停止または制限されたり、カードを回収されてしまったりします。

どんなに親しい間柄でも、ほかの人に自分のクレジットカードを貸したり、ほかの人のクレジットカードを借りたりしないでください。お金の問題だけでなく、大切な人間関係を壊してしまうこともあります。

#### ここでの Point!

クレジットカードは、他のカードと異なり、クレジット会社の審査を経て会員となった本人しか利用することができないということを理解しましょう。

●クレジットカードの管理責任については『クレジット教育実践の手引き』P40をご覧ください。

# Q 8

## クレジットカードの裏面にするサインって字体や書体が決まっているの？

クレジットカードの裏面には、サインをするところがあります。

漢字で書いた方がよいのでしょうか？ローマ字で書いた方がよいのでしょうか？

- ① 漢字で書く方がよい
- ② ローマ字で書く方がよい
- ③ どちらでもよい
- ④ カードを落としたときに真似をされてしまうからサインをしないほうがよい

回答 (                    )

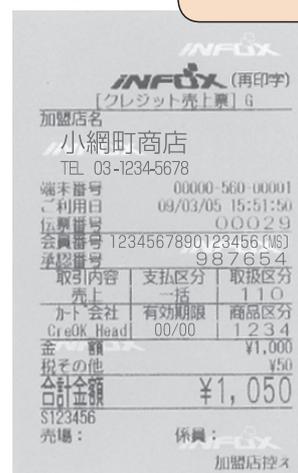
〔カード会社用〕



〔お客様控〕



〔加盟店控〕



ここにサイン!

契約上、クレジットカードがクレジット会社から送られてきたら、すぐにカード裏面の署名欄（サイン欄）にサインをします。字体や書体は特に決まっていませんので、漢字でもかな（ひらがな、カタカナ）でもローマ字（大文字、小文字、ブロック体、筆記体）でもよいので、ご自分の字でサインをしてください。

ただし、クレジットカードを利用するときには、カードの利用伝票に、カード裏面の署名欄にしたサインと同じサインをしなければなりません。一方が漢字で、一方がローマ字であった場合には、お店でのカード利用が断られることがあります。もちろん、裏面にサインがないカード<sup>※</sup>は利用できません。（海外で利用する場合でも、カード裏面のサインが漢字やひらがなでも問題はありません。）

カードの利用伝票にサインをするということには、2つの意味があります。ひとつは、カードの署名欄に同じサインをすることにより、利用者が「カード会員本人である」ことを示すという意味と、もうひとつは「伝票に印字された内容（利用金額や支払方式など）を認める」という契約確認の意味です。

<sup>※</sup>裏面にサインがないカードを落としてしまうと、拾った人がサインして使ってしまう危険性があります。その場合、使われてしまった代金を、カード会員本人が支払わなければならないこともあります。



### ここでの Point!

クレジットカードを利用する際は、必ずカード裏面の署名欄にサインが必要であることを理解しましょう。

●クレジットカードのサインについては『クレジット教育実践の手引き』P39をご覧ください。



## A 9

### ① 請求された金額（値引き前の金額）

**理由：伝票にサインすることによって値下げ前の金額での購入を認めているから**

A8で説明したとおり、クレジットカードでお買い物をした際、利用伝票にするサインには、「カード利用者がカード会員本人である」「利用金額等の契約内容を確認した」という2つの意味があります。

また、伝票の控えは、利用した契約内容を確認するために、お店から渡されるもので、クレジット会社はこの内容に基づいて、後日、カード会員に請求をします。

クレジットカードを利用したお買い物で、伝票に印字された金額や支払回数等の内容を確認しないでサインをしてしまうと、その間違った金額での契約を認めたことになり、クレジット会社からもその内容で請求を受けます。

契約が成立してしまっていますので、請求明細が届いてから「金額が違う」「支払回数が違う」といっても、原則として、契約の取り消しや変更はできません。

クレジット会社では、契約した内容（金額や支払回数など）が正しいかがわかりませんので、どうしても契約を取り消したい、変更したい場合には、サインして契約内容を認めてしまった以上、ご自分で当該のお店に直接交渉をしなければなりません。

伝票に印字された内容を、よく確認してからサインをしてください。

#### ここでの Point!

クレジットカードを利用するときには、必ず利用伝票に印字された金額や支払方式について確認した上でサインすることの重要性を理解しましょう。

●クレジットカードのサインについては『クレジット教育実践の手引き』P39をご覧ください。



### ③ ペットの誕生日など、他の人に推測されにくい番号

理由：万が一の時に悪用されにくくするため

ICチップを入れたクレジットカードの普及にともない、カードでお買い物をする際に、暗証番号を入力する機会が増えてきました。

暗証番号は、サインと同じで、クレジットカードを利用するお買い物の金額や支払方式について、「カード会員である本人」が「内容を確認しました」という意味合いを持っています。

生年月日や電話番号など、ほかの人にわかってしまうような番号を登録していたりすると、紛失したときなどに、ほかの人に悪用されてしまう危険性があります。

容易にわかってしまう番号を暗証番号にしている、そのカードが紛失し、ほかの人に利用された場合には、その利用されてしまった分までカード会員本人が支払わなければなりません。

暗証番号は、クレジットカードでお金を借りる場合にも利用します。けっしてほかの人に簡単にわかってしまうような番号を登録せず、また、登録した暗証番号が記された証明書などとクレジットカードと一緒に保管しないようにしてください。



#### ここでの Point!

暗証番号は、安易な番号を登録すると、その管理の必要性やほかの人に悪用される危険性もあることを理解しましょう。

●クレジットカードの暗証番号の登録・管理については『クレジット教育実践の手引き』P41～42をご覧ください。

# Q11

## クレジットカードをなくしたら、 どうすればいいの？

旅行先でクレジットカードを利用しました。

旅行から帰ってきて、お金の計算をしようとして財布の中を見たら、クレジットカードがないことに気がつきました。

どうしたらよいのでしょうか？

- ① 拾ってくれた人から連絡が来るのを待つ
- ② すぐに警察とクレジット会社に連絡する
- ③ どこで落としたかが分かった時にクレジット会社に連絡する
- ④ クレジット会社から連絡がくるまで特に何もする必要がない

回答 (            )



クレジットカードを紛失した場合、拾った人が使ってしまう危険性があります。すぐに警察とクレジット会社に連絡をしてください。また、盗まれた場合も同様です。

多くのクレジットカードには、カードを紛失したり、盗難時のカード悪用の被害を補てんする制度があります。一般的に、クレジットカードの紛失・盗難時に、すぐに警察とクレジット会社への届出が行われていれば、使われてしまった分の支払いを免れることができますが、その際には、カード会員がきちんとクレジットカードを管理していたかどうか、ということが条件<sup>\*</sup>となります。

また、悪用した人が、家族や同居人であった場合も補てんされません。

※カードの裏面にサインがしてあったかどうか、暗証番号が容易にわかってしまうような証明書と一緒にしていなかったかどうか、など。

### ここでの Point!

多くのクレジットカードの会員規約には、紛失や盗難などによる損害を補てんする期間や金額など、制度の説明が記載されていますので、クレジット会社のホームページ等で確認するなどしてください。

●クレジットカードの紛失・盗難と対応については『クレジット教育実践の手引き』P41をご覧ください。

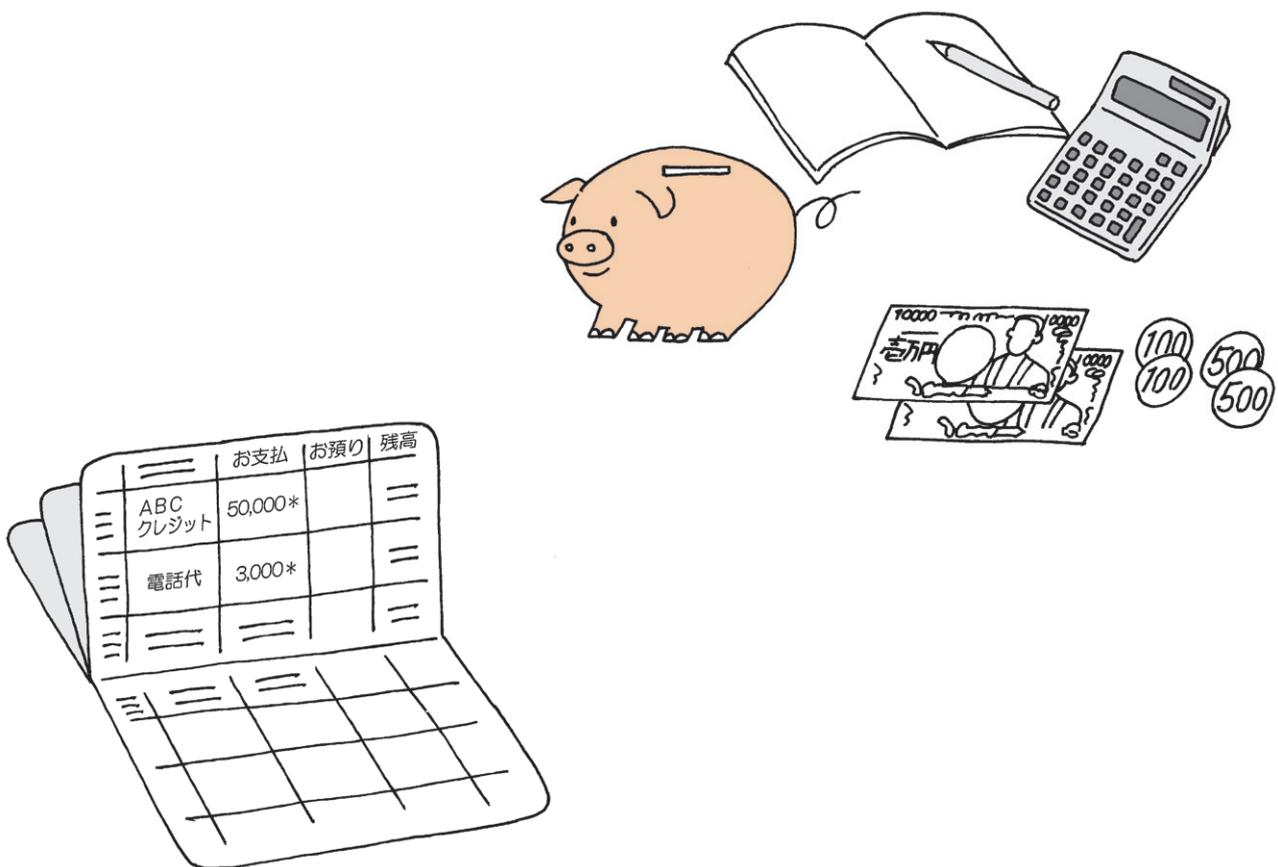
# Q12

## クレジットカードの利用や支払いの管理はどうしたらいいの？

クレジットカードは便利なものなのですが、使いすぎてしまう恐れもあります。上手にクレジットカードを利用するためにも、利用状況の確認や支払いの管理をしっかりしたいのですが、どうしたらよいのでしょうか？

- ① 利用した金額を記憶しておく
- ② クレジット会社から送られてくる毎月の利用明細を確認する
- ③ 口座から引き落とされるので特になにもしない

回答 (            )



## ② クレジット会社から送られてくる毎月の利用明細を確認する

クレジットカードを利用すると、後日、クレジット会社から「利用明細」が送られてきます。これには、いつ、どこのお店で、いくら利用したか（金額）などが記載されています。

「利用明細」が送られてきましたら、クレジットカードを利用したときにお店で受け取った「利用伝票の控え（お客様控え）」とつき合せて内容の確認を行ってください。

もし、「利用伝票の控え」と違う請求や利用した覚えのない請求があった場合には、すぐにクレジット会社に連絡をしてください。

また、代金の支払日（銀行口座からの引落日）はクレジット会社によって異なりますので、前日までに引落口座にお金を入れておきましょう。

口座から代金の引落しができなかった場合、クレジット会社が「支払わなかった（延滞した）」と判断し、その事実を指定信用情報機関に報告されてしまうこともありますので、注意しましょう。

※利用した覚えのない請求があった場合には、その旨をクレジット会社に伝え、調査をしてもらうように依頼してください。



### ここでの Point!

クレジットカードを利用する場合には、必ず利用伝票を保管し、あとから送られてくる利用明細（最近では、クレジット会社のホームページでも確認することができます）とつき合せて確認することが重要です。

●クレジットカードの利用明細の確認の重要性については『クレジット教育実践の手引き』P45をご覧ください。

# Q13

## ネットショッピングで注意することはなに？

最近ではインターネット上でお買い物をする機会が増え、それにともない、決済手段としてクレジットカードの利用も増えてきています。

一般のお店の店頭でクレジットカードを利用することに比べて、インターネット上で利用する場合、何か注意することがあるのでしょうか？

- ① 利用しようとするサイトが安心できるサイトかどうか確認して、連絡先や利用内容等の記録をとっておく
- ② 日本語で表示されているサイトしか利用しない
- ③ 何かあればクレジット会社に相談すればよいので、とくに何も注意することはない

回答（            ）



## A13

## ① 利用しようとしているサイトが安心できるサイトかどうか確認して、連絡先や利用内容等の記録をとっておく

インターネット上でのお買い物に際し、クレジットカードを利用する場合、そのサイトの安全性や信頼性を確認することが大切になります。

一般のお店の店頭でのお買い物とは違って、サイトでの買い物は事前に商品を確認することができません。送られてきた商品がサイトに載っていたモノと違ったりした場合、お店に行くことができません。

また、サイト自体が悪質なものもありますし、日本語表示のサイトであっても、実は海外のサイトである場合があります。

インターネット上でお買い物をするときには、そのサイトが信頼できるものなのか、SSL（情報の暗号化）やセキュリティコード・3Dセキュア（追加認証）など安全対策がとられているところなのか、などをしっかりと確認することが必要です。

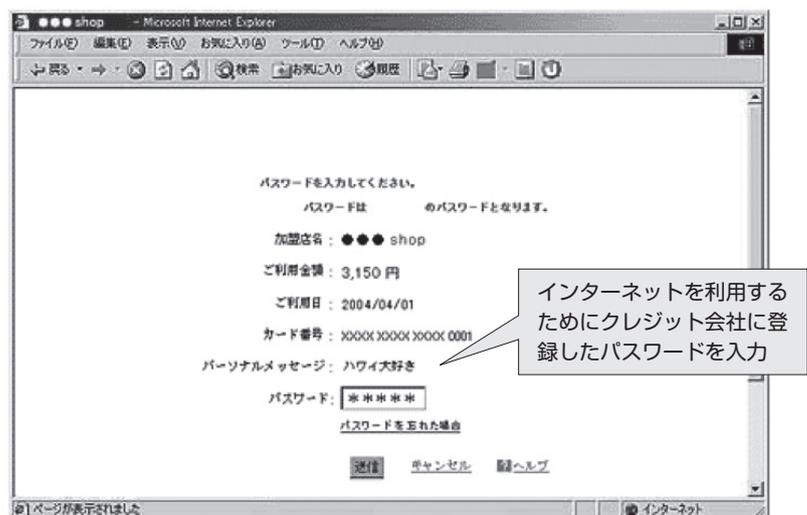
さらに、のちのちのために、連絡先等の確認をするとともに、お買い物をしたときの画面や契約確認のメールなどを保管しておくことも重要です。

不審に感じたサイトは、利用しないことが最も大切なことです。

（参考）SSLと追加認証のイメージ



〔SSL〕



〔3Dセキュア〕

### ここでの Point!

インターネット上でのお買い物は、サイトの信頼性と安全性を確認することがとても大切であることを理解しましょう。

●インターネット上でクレジットカードの利用については『クレジット教育実践の手引き』P18をご覧ください。

# Q14

## クレジットカードの利用で困ったことがあった場合、どうしたらいいの？

クレジットカードを利用してお買い物をしました。家に持って帰ってみたら、その商品がこわれていました。

どうしたらよいのでしょうか？

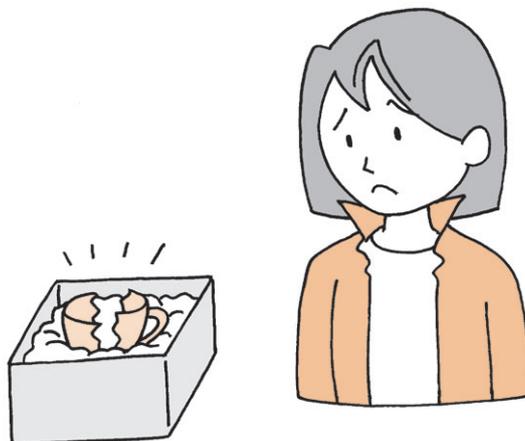
- ① クレジット会社に連絡する
- ② 商品を作っている会社（メーカー）に連絡する
- ③ 買ったお店に連絡する

回答（            ）

今月の支払いがむずかしい場合、どこに相談したらよいのでしょうか？

- ④ クレジット会社に相談する
- ⑤ 買ったお店に相談する
- ⑥ 今月だけならどこにも相談する必要はない

回答（            ）



## A14

### ③ 買ったお店に連絡する

### ④ クレジット会社に相談する

クレジットカードの利用に関して、わたしたちは、お店（販売店）との間で売買契約（商品等の引渡しに関する契約）、クレジット会社との間で立替払契約（代金の支払い等に関する契約）を結んでいます。

それぞれの契約によって、相談するところが異なります。

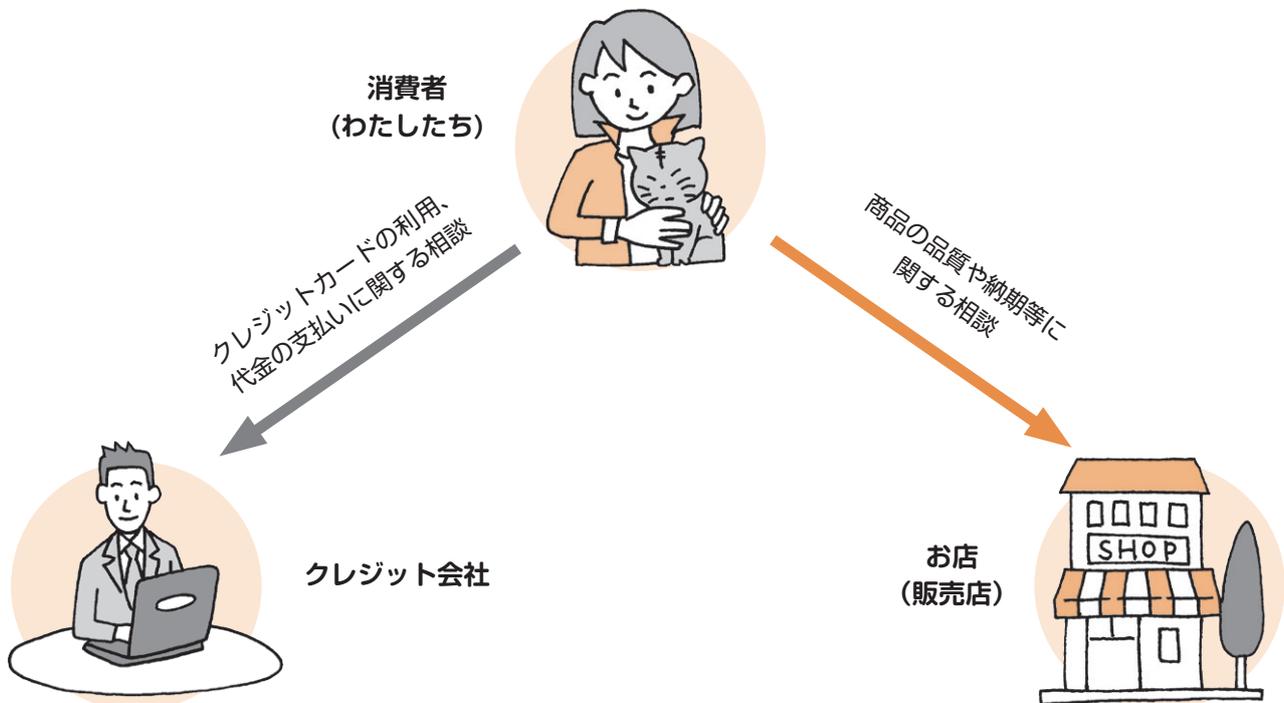
買った商品の品質や納期などの相談を、クレジット会社にしても、クレジット会社では対応できません。

また、クレジットの支払いについての相談を、販売店にしても対応できません。

商品がこわれていたので交換してほしい、買った商品が届かない、頼んだものと違う商品だった、などの相談は、売買契約の相手方である販売店にしてください。

なお、クレジットの利用やお支払いに関する相談は、立替払契約の相手方であるクレジット会社にしてください。

クレジット会社の連絡先は、クレジットカードの裏面を見れば、クレジット会社名や電話番号が記載されています。



#### ここでの Point!

クレジットカードの取引は、3者間契約で成り立っていますので、契約の内容によって相談先が異なることを理解しましょう。

●クレジットカードの支払いに関する相談先については『クレジット教育実践の手引き』P46～47をご覧ください。

# Q15

## 「多重(・多額)債務」という言葉をよく聞きますが、何が原因でおこるものなの？

新聞を読んでいたら、「多重(・多額)債務」という言葉がでてきました。どのようなことを言うのか調べてみましょう。

また、どのような原因で「多重(・多額)債務」になってしまうのか、考えてみてください。

理由 ( )





※資料をご希望の際には、このページをコピーしてお送りください。

一般社団法人 日本クレジット協会  
クレジット教育センター（消費者・広報部） 行

平成 年 月 日

## クレジット教育用資料申込書

私は、下記の《お申込上の注意》を確認し、クレジット教育センター発行の下記資料の提供を申し込みます。所属する学校宛てに送付ください。

〒	—		
	都 道	区 郡	
	府 県	市	
	学校	担当教科	先生
TEL	( )	FAX	( )

資料・教材名	サイズ/ページ	申込数
<b>◎生徒向け資料</b>		
よく分かる!クレジットの正しい使い方 くれじっと入門	A4/18	
クレジットワークブック	A4/18	
<b>◎教員用参考資料</b>		
先生のためのクレジット 教育実践の手引き	A4/48	
クレジットワークブック [先生用]	A4/32	
3者間契約ポスター	A1判	
<b>◎視聴覚教材</b>		
クレジット博士と学ぶ クレジットカード入門	DVD/ 約40分	

### 《お申込上の注意》

1. 本資料・教材は学校・教育機関のためのものです。
2. 本申込書には、必要事項を楷書ではっきりとご記入ください。
3. ご記入いただいた上記の氏名・所在地等の情報は、お申込みの資料・教材の発送、連絡事務などのほかには利用しません。
4. 教材・送料はすべて無料です。
5. 教材は保管業者からの直送となる場合もあります。

### 《申し込み・問い合わせ先》

本申込書をFAXまたは郵便で下記までお送りください。

一般社団法人日本クレジット協会  
クレジット教育センター（消費者・広報部）

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1

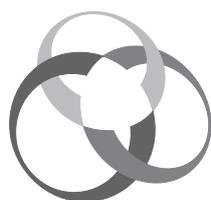
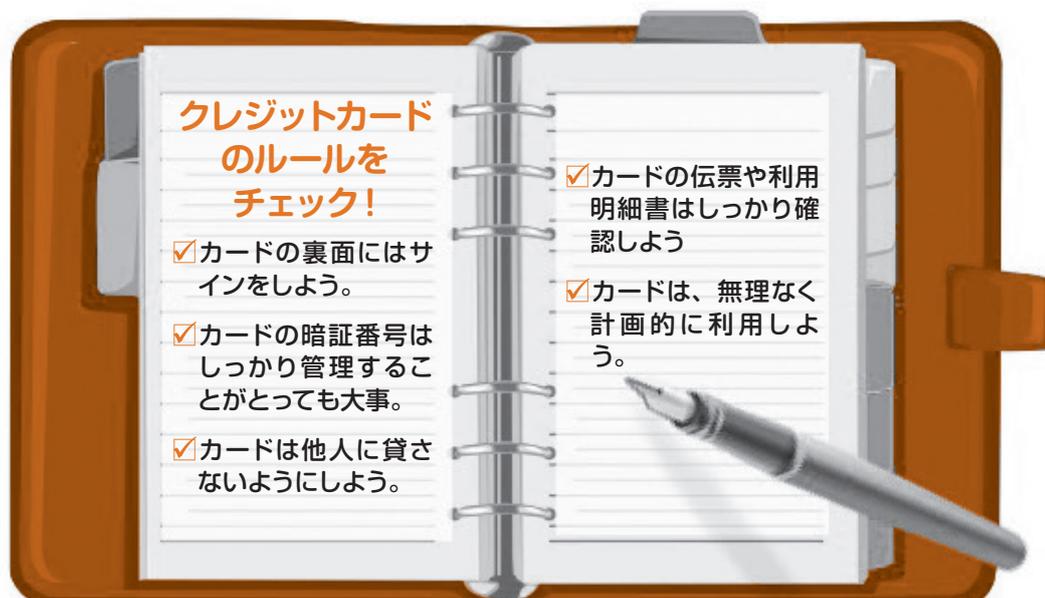
住生日本橋小網町ビル6階

TEL 03-5643-0011 FAX 03-5643-0081

《通信欄》 当センターに対するご意見・ご要望などがございましたらご記入ください。

--

	受付	担当	送付・依頼	担当	確認
当協会使用欄	/		/		



一般社団法人

**日本クレジット協会**

クレジット教育センター

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1

TEL 03-5643-0011